

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本商品先物取引協会（英文名 The Commodity Futures Association of Japan）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都中央区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(定 義)

第 3 条 この定款における用語は次の各号の定めるところによる。

- (1) 商品デリバティブ取引等 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第22項各号に掲げる行為をいう。
- (2) 委託者等 法第2条第22項各号に掲げる行為の相手方をいう。
- (3) 商品先物取引業者 法第2条第23項に定める商品先物取引業者をいう。
- (4) 商品先物取引仲介業者 法第2条第29項に定める商品先物取引仲介業者のうち、第8条に規定する会員を所属商品先物取引業者として主務大臣に届け出た商品先物取引仲介業者をいう。
- (5) 商品先物取引業務 法第200条第1項各号に定める行為に係る業務をいう。
- (6) 顧客 前号の行為の相手方をいう。

2 前項各号に定めのない用語は、法、商品先物取引法施行令、商品先物取引法施行規則において使用する用語の例による。

(組織及び人格)

第 4 条 本会は、法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けた商品先物取引業者をもって組織し、法第245条の規定により主務大臣の認可を受ける法人とする。

(目 的)

第 5 条 本会は、会員及び商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図ることを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員又は商品先物取引仲介業者が商品先物取引業務を行うに当たり、法その他の関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関し、顧客の保護を図るために必要な会員に対する指導、勧告その他の事業
- (3) 会員に対する監査
- (4) 法その他の関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁
- (5) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの苦情の解決
- (6) 商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停

- (7) 法第206条第1項（法第240条の11の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務
 - (8) 外務員資格試験の実施
 - (9) 会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む。）に対する研修等その資質の向上を図る事業
 - (10) 会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業
 - (11) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う法第2条第15項に定める商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に関する事業
 - (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業
- 2 本会は、営利の目的をもって事業を営んではならない。
- 3 本会は、その目的を達成するために直接必要な事業及びその事業に附帯する事業以外の事業を営んではならない。

（本会の責務）

- 第7条** 本会は、自主規制事業を行うに当たっては次に掲げることに留意しなければならない。
- (1) 会員又は商品先物取引仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他会員の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長することに努めること。
 - (2) 会員に法令及び本会の定款その他の規則を遵守するための当該会員及び当該会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は本会の定款その他の規則に違反する行為を防止し、委託者等の信頼を確保することに努めること。
- 2 本会は、会員の自主規制の状況、会員又は商品先物取引仲介業者の苦情・紛争処理状況等の情報開示に努めなければならない。

第 2 章 会 員

第 1 節 権 利 及 び 義 務

（会員の資格）

- 第8条** 商品先物取引業者は、第16条第1項の手続により本会に加入し、会員となることができる。

（会員の権利義務）

- 第9条** 会員は、本会に対して、会員たる資格に基づき、権利を有し、義務を負う。
- 2 会員が次の各号の一に該当したときは、その会員の権利は消滅する。
- (1) 本会を脱退し、又は本会から除名の処分を受けたとき。
 - (2) 前条に規定する会員の資格を喪失したとき。
- 3 会員の地位は、次条の規定に基づき会員たる地位を承継する場合を除き、譲渡することができない。

（会員たる地位の承継）

- 第10条** 法第225条第1項に定める合併又は分割において、主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する者若しくは合併により設立された者又は分割により当該商品先物取引業を承継した者が会員たる地位を承継する。
- 2 法第228条第1項の規定に定める事業譲渡において、主務大臣の認可を受けたときは、その譲

受人が会員たる地位を承継する。

- 3 第1項の分割又は前項の事業譲渡が二以上の者に行われた場合においては、その会員たる地位は、本会が商品先物取引業の主たる部分を承継した者として指定する一の者が承継する。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、加入の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(会員代表者)

第12条 会員は、会員の代表者として本会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）の定めるところにより、本会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(届出及び報告)

第13条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を届出又は報告しなければならない。

(書類の提出等)

第14条 会員は、定款施行規則の定めるところにより、商品先物取引業務及び財産に関する書類を本会に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、本会は、必要と認めるときは、会員に対し、商品先物取引業務及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、前項の報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(情報開示)

第15条 会員は、第52条に規定する自主規制規則により、開示すべき情報を作成し、開示しなければならない。

第2節 加入及び脱退

(加入)

第16条 本会の会員になろうとする者は、定款施行規則の定める様式による入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会申込書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

(加入の拒否)

第17条 本会は、本会に加入の申請を行った者が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

- (1) 法、法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分若しくは本会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ぜられ、又は本会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことがあること。
- (2) 前条第1項の入会申込書又はその入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(脱 退)

第18条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 破産手続開始の決定があったとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 会員は、前項第1号に掲げる事由により脱退をしようとするときは、脱退する日の60日前までに、定款施行規則に定める様式による脱退届出書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 3 章 機 関

第 1 節 役 員 等

(役員の数)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 11人以上15人以内
- (2) 監 事 3人

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会において、会員代表者、商品取引所及び商品先物取引業界に關係のある団体の役員(会員の役職員を除く。)並びに先物取引について学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)のうちから選任する。ただし、学識経験者から選任される理事及び監事の数は、それぞれ、理事及び監事の総数の過半数でなければならない。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内を互選する。このほか、必要に応じ専務理事1人、常務理事1人を互選することができる。

(理事の職務)

第21条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款並びに総会の決議に従い、本会の運営を協議し、業務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を総括し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 6 理事は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、

会長、副会長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務)

第22条 監事は、本会の事務を監査する。

- 2 監事は、会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は本会の事務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が本会の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款等に違反する行為をし、これにより本会に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対しその行為の差し止めの請求ができる。
- 4 監事は、会長が総会に提出しようとする事業及び決算に関する書類を監査し、総会にその意見を報告しなければならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

(任期満了又は辞任の場合)

第24条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その責務を負うものとする。

(解任)

第25条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬)

第26条 会員代表者から選任された役員は無報酬とする。

- 2 前項に該当しない役員の報酬は、総会で報酬総額を議決した上で、支払うことができる。

(顧問)

第27条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(欠格条件等)

第28条 法第15条第2項第1号イからルまでに掲げる者に該当するものは、役員になることができない。

- 2 役員が法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったときは、その職を失う。

第 2 節 総 会

(総 会)

第29条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号に定める場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見し、その報告をするため必要があるとして監事が招集したとき。

(総会の招集)

第30条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、その開催の日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面又は電磁的方法により会員に通知しなければならない。

(議決方法等)

第31条 総会は、会員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号並びに第33条第3号及び第4号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第33条に規定する場合を除き、出席会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第32条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金及び会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び収支計算の承認
- (6) 役員を選任に関する事項
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(特別議決事項)

第33条 次の各号に掲げる事項は、総会において、会員総数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分

- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

- 第34条** やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、その会員の役員若しくは使用人又は他の会員代表者でなければこれになることができない。
 - 4 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
 - 5 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第35条** 議長は、総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第 3 節 理 事 会

(理事会)

- 第36条** 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の招集)

- 第37条** 理事会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見し、その報告をするため必要があるとして監事が招集する場合は、この限りでない。
- 2 理事会の招集は、その開催の日の7日前までに、会議の日時、場所、審議事項を書面又は電磁的方法をもって理事に通知しなければならない。

(議決方法等)

- 第38条** 理事会は、理事総数の過半数の出席があり、かつ、学識経験者理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 理事は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
 - 3 理事会の議事は、出席理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第39条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議決事項)

第40条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

(1) 総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) 本会の業務を執行するための計画、組織及び管理の方法に関すること。

(4) 諸規程の制定又は改廃

(5) 会員の権利の停止若しくは制限又はその解除

(6) 外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関すること。

(7) その他理事会において必要と認めた事項

(書面等による理事会)

第41条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

(権限の委任)

第42条 理事会は、その権限のうち、次に掲げるものを規律委員会に委任することができる。

(1) 会員に対する制裁を決定する権限の一部

(2) 会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等」という。）に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部

2 理事会は、その権限のうち、あっせん及び調停に関する事項をあっせん・調停委員会に委任することができる。

(規定の準用)

第43条 第29条第4項第2号、第31条第3項及び第35条の規定は理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「理事」と、第31条第3項ただし書中「次条各号並びに第33条第3号及び第4号」とあるのは「第40条第4号及び第5号」と読み替えるものとする。

第4節 常設委員会

(常設委員会)

第44条 本会に次の常設委員会を置く。

(1) 自主規制委員会

(2) 総務委員会

2 常設委員会は、本会の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

3 本会は、必要と認めるときは、理事会の議決により、常設委員会に専門委員会を設けることが

できる。

- 4 常設委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 5 節 規律委員会及びあっせん・調停委員会

(規律委員会)

第45条 本会に規律委員会を置く。

- 2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁措置の一部を決定し、自主規制規則の定めるところにより、会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部を決定する。
- 3 規律委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第46条 削除

(あっせん・調停委員会)

第47条 本会にあっせん・調停委員会を置く。

- 2 あっせん・調停委員会は、理事会の委任を受けて、紛争処理規程の定めるところにより、あっせん及び調停を行う。
- 3 あっせん・調停委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第48条 削除

第 6 節 特別委員会

(特別委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決により臨時に特別委員会を設けることができる。

- 2 第44条第2項から第4項までの規定は、特別委員会について準用する。

第 7 節 事務局等

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て会長が任命し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、規則をもって定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第51条 本会は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 会員名簿
- (4) 役員等々の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第 4 章 自 主 規 制

第 1 節 自 主 規 制 規 則 等

(自主規制規則の制定等)

- 第52条 本会は、第5条の目的を達成するため、会員及び商品先物取引仲介業者並びに会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人が行う商品先物取引業務に関し、自主規制規則を定める。
- 2 本会は、会員並びに会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人に対し、自主規制規則を遵守するために必要と認める指導、勧告その他の措置をとることができる。

第 2 節 監 査

(監 査)

- 第53条 本会は、第5条の目的を達成するために必要があるときは、会員に対する監査を行うものとする。
- 2 会員は、前項の規定に基づき本会が行う監査に応じなければならない。

(監査規則)

- 第54条 この定款に定めるもののほか、監査に関し、必要な事項は、監査規則をもって定める。

第 5 章 制 裁

(制 裁)

- 第55条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程及び定款施行規則に定めるところにより、当該会員に対し、過怠金を賦課し、若しくは定款の定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する等の措置を講ずるものとする。
- (1) 本会の秩序を乱し、名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 法、法に基づく命令又は法に基づいてする主務大臣の処分に違反する行為をしたとき。
 - (3) 本会の定款、紛争処理規程、自主規制規則その他の規則及び本会の決議事項、指導、勧告、処分等に違反したとき。
 - (4) 取引の信義則に背反する行為をしたとき。
 - (5) 商品先物取引仲介業者が前各号に該当した場合であって、その所属商品先物取引業者である会員が当該行為の発生を防止するのに必要な相当の注意を払わなかったとき。
- 2 本会は、会員に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、その旨を理由を付して書面により当該会員に通知するとともに、当該会員の商号、制裁の種類、その理由（前項第5号による制裁のときには原因となった商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名を含む。）を他の会員に通知し、併せて本会の所在地において公示するものとする。
- 3 本会は、除名の決議があったときは、前項の規定に基づき公示するほか、公告するものとする。

(制裁に係る調査)

- 第56条 本会は、会員に対し、前条第1項の規定により本会が過怠金の賦課等の措置を講ずるために必要な調査を行うことができる。
- 2 会員は、前項の規定による調査があったときは協力しなければならない。

(制裁規程等)

- 第57条 この定款に定めるもののほか、制裁に関し必要な事項は、制裁規程及び定款施行規則をも

って定める。

第 6 章 紛争の解決

第 1 節 苦情の解決

(苦情の解決)

第58条 本会は、顧客等（以下、この条において「申出人」という。）から会員及び商品先物取引仲介業者（以下、この章において「会員等」という。）の行う商品先物取引業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員等に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。

2 会員等は、本会から前項の規定により処理を求められたときは、申出人と速やかに連絡をとり、誠意をもってこれに対応し、当該苦情の早期解決に努めるものとする。

3 この定款に定めるもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 2 節 あっせん及び調停

(紛争のあっせん及び調停)

第59条 本会は、商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員等と顧客との間に生じた紛争について、当事者からあっせん又は調停の申出があったときには、あっせん又は調停を行うものとする。

2 前項のあっせん又は調停の申出に係る紛争の一方の当事者となった会員等は、本会のあっせん又は調停に参加しなければならない。

3 会員等は、会員等と顧客との間に生じた紛争について、本会のあっせん又は調停に応ずる旨の顧客の同意がなければ、その申出をすることができない。

(あっせん及び調停に必要な調査)

第60条 本会は、紛争のあっせん及び調停を行う場合においては、当事者である会員等に対し、必要な事項について調査することができる。

2 会員等は、前項の規定による調査があったときは協力しなければならない。

(あっせん及び調停に係る措置)

第61条 本会は、会員等に対し、あっせん及び調停を適切に行う上で必要と認められる指示、処分その他の措置をとることができる。

(商品取引所等との連携)

第62条 本会は、あっせん及び調停の円滑な運営を図るため、商品取引所その他の機関と連携を図るものとする。

(紛争処理規程)

第63条 この定款に定めるもののほか、紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項は、紛争処理規程をもって定める。

(商品取引責任準備金)

第64条 会員は、商品取引事故による損失に備えるため、規則の定めるところにより、商品取引責

任準備金を積み立てなければならない。

第 7 章 外務員の登録等

(本会による外務員の登録事務)

第65条 本会は、法第206条第1項及び第240条の11の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務を行う。

(会員等の外務員の登録等に関する規則)

第66条 この定款に定めるもののほか、外務員の登録事務に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 8 章 研修等及び外務員資格試験

(研修等)

第67条 本会は、会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む）の資質の向上を図るため、研修等を行うものとする。

(外務員資格試験)

第68条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。

(外務員研修・資格試験規則)

第69条 この定款に定めるもののほか、研修等及び外務員資格試験に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 9 章 会計及び資産

(事業年度)

第70条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

第71条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 本会の資産は、総会の議決に則り、会長がこれを管理する。

(経理処理規則)

第72条 本会の資産、予算、決算その他経理に関する必要な事項は、規則をもって定める。

(経費の支弁の方法等)

第73条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 毎事業年度の収支計算における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第74条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第75条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の収支予算に基づいてしたものみなす。

(監査等)

第76条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 法第268条第1号の事業概況報告書及び同条第3号の収支決算書

(2) 公益法人会計基準で定める財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録

2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付け、5年間一般の閲覧に供しなければならない。

(特別会計の設置)

第77条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別の会計を設けることができる。

2 前項の会計に係る経理は、一般の経理と区別して経理しなければならない。

第 10 章 解 散

(解 散)

第78条 本会は、法第262条第1項第3号及び第4号の規定によるほか、総会の議決を経て解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第79条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、主務大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

第 11 章 雑 則

(認可事項)

第80条 この定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(主務大臣への報告)

第81条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

(主務大臣への協力)

第82条 本会は、主務大臣から本会の業務又は財産についての報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(秘密保持義務)

第83条 本会の役員、顧問、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、その職に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は盗用してはならない。

(公告の方法)

第84条 本会の公告は、官報又は日本経済新聞に掲載する。

(定款施行規則)

第85条 定款の施行に関し必要な事項は、定款施行規則をもって定める。

(細則等)

第86条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な基準及び業務の執行方法については、規則をもって定める。

附 則

- 1 この定款は、主務大臣の設立の許可のあった日（平成3年5月1日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第14条第2項及び第5項の規定にかかわらず、設立総会で選任するものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、第1回通常総会の終了の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第24条第4号及び第45条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成6年5月13日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第2章会員を第2章会員及び賛助会員とする。

第2章会員及び賛助会員を第1節会員（第6条から第13条まで）と第2節賛助会員（新設）とに区分する。

第2節賛助会員に第13条の2及び第13条の3を設ける。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成9年8月28日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第14条第1項第2号を改正。

附 則

- 1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。ただし、第62条の規定は、理事会の議決を経て、会長が定める日から施行する。
- 2 この定款の変更後の当初の役員は、平成11年3月10日開催の第9回臨時総会で選任するものとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、第9回通常総会の終了の日までとする。ただし、当初の役員については、第17条第5項規定中「副会長2人以内、専務理事1人」とあるのは「副会長3人以内、専務理事2人以内」と読み替えるものとする。
- 3 この定款の変更後の当初の役員は、第1項の規定にかかわらず、この定款の施行以前に第17条第5項に基づく互選を行うことができる。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成17年5月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第5条第1項第10号及び第62条の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第3条、第4条、第5条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第10号、第15条第1号、第19条第2項、第25条第1項、第2項、第51条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第62条、第63条及び第76条を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成18年4月28日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第16条第1項第3号を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成19年9月30日）から施行する。ただし、第7条第4項、第10条及び第17条第5項の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成19年7月25日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第5条第1項第11号、第12号、第7条第4項、第10条及び第17条第5項を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成23年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第3条以降を全面改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成26年5月1日のいずれか遅い日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第76条第3項を改正。

附 則

- 1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和5年5月18日）から施行する。
- 2 この定款の変更の直前の定款により選任された理事である者の任期は、令和5年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 この定款の変更の直前の定款により選任された監事である者の任期は、令和6年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

（注）改正事項は次のとおりである。

第20条第4項、第23条第1項及び第2項を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和5年9月21日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

1. 第40条第6号を第7号に繰り下げ、第6号を新設。

2. 第42条、第5節の見出し及び第45条第2項を改正。
3. 第46条及び第48条を削除。

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第85条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(会員名簿の公開)

第2条 本会は、会員の商号又は名称、本店の所在地及び電話番号、会員代表者の役職及び氏名、並びに会員の行う業務の種別を記載した会員名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

(会員の権利の消滅の通知)

第3条 本会は、定款第9条第2項の規定により、会員の権利が消滅したときは、その旨を他の会員に通知するものとする。

(会員代表者の資格要件及び届出)

第4条 定款第12条に規定する会員代表者は、役員又はこれに準ずる者とする。

2 会員代表者の届出書は、様式第1号による。

(届出事項)

第5条 定款第13条に規定する届出は、別表のとおりとする。

2 前項の届出は、主務大臣へ届け出た書類の写しを添付して行うものとする。

(報告事項)

第6条 定款第13条に規定する報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- (1) 法第225条第1項又は第228条第1項の規定による合併、分割又は事業譲渡によって商品先物取引業者の地位を承継したとき。
- (2) 国内外のデリバティブに係る商品取引所又は金融商品取引所に加入、脱退若しくは取引参加の種類を変更したとき。
- (3) 法の規定に基づく命令、処分又は勧告を受けたとき。
- (4) 前号に規定する命令又は処分に従い、主務省に報告したとき。
- (5) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (6) 海外の商品デリバティブ取引に係る法令及び国内外の金融商品デリバティブ取引に係る法令により、処分若しくは処罰を受けたとき、国内外のデリバティブ取引に係る商品取引所若しくは金融商品取引所の処分を受けたとき、又はデリバティブ取引に係る金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき。
- (7) 法の規定に基づく検査が行われ、講評があったとき。
- (8) 法の規定に基づく検査が終了し、検査書が交付されたとき。
- (9) 使用しているシステム、機器等に障害が発生したことを認識したとき。
- (10) 顧客等の個人情報漏洩したことを認識したとき。
- (11) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

2 会員は、商品先物取引仲介業者（定款第3条第1項第4号に定める業者をいう。）について、次に掲げる場合に報告を行うものとする。

- (1) 法の規定に基づく命令、処分を受けたとき。
- (2) 前号に規定する命令又は処分に従い、主務省に報告したとき。

- (3) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (4) 法の規定に基づく検査が行われ、講評があったとき。
- (5) 法の規定に基づく検査が終了し、検査書が交付されたとき。
- (6) 顧客等の個人情報漏洩したことを認識したとき。
- (7) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

(書類の提出)

第7条 定款第14条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に掲げる期日までに行うものとする。

- (1) 法第224条第1項に規定する事業報告書 毎事業年度終了の日から3か月
 - (2) 法第224条第2項に基づく省令第117条第1項第1号に規定する月次報告書 報告の対象となる月の翌月20日
 - (3) 法第224条第2項に基づく省令第117条第1項第2号に規定する訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月20日
 - (4) 法第211条第1項に規定する純資産額規制比率に関する届出書 毎月末
 - (5) 法第211条第1項に基づく省令第100条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合に同条第4項乃至第6項により作成する書類 主務大臣に提出する日
 - (6) 個人である顧客を対象とした商品先物取引業務（登録外務員（会員等の外務員の登録等に関する規則第3条第1項の規定により本会の行う登録を受けた外務員をいう。）による商品デリバティブ取引の勧誘が伴うものに限る。）を行う会員が、自社で受け付けた苦情の状況報告書 毎四半期終了の日の翌月20日
 - (7) 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引（法第2条第14項第1号から第3号に該当するものに限る。）に係る統計を作成するために必要な商品先物取引業務の状況報告書 報告の対象となる月の翌月20日
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類の提出は、主務大臣へ届け出た書類の写しを提出することにより行うことができる。
- 3 第1項第6号及び第7号に掲げる書類の提出は、協会の定める要領により行うものとする。

(入会申込書及びその添付書類)

第8条 定款第16条第1項に規定する入会申込書は、様式第2号による。

- 2 定款第16条第2項の書類は、法第192条第1項に基づく許可の申請書及び同条第2項に基づく添付書類の写しとする。

(加入の通知)

第9条 本会は、定款第16条第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者及び他の会員に通知するものとする。

(取引の信義則に背反する行為)

第10条 定款第17条第1号及び第57条第1項第4号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 不公正な商品デリバティブ取引等を行うこと。
- (2) 商品先物取引業務の信用の保持を欠くこと。
- (3) 顧客保護に欠ける行為を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な商品デリバティブ取引等を行うこと。

(脱届出書)

第11条 定款第18条第2項に規定する脱届出書は、様式第3号による。

(脱退の通知)

第12条 本会は、定款第18条第2項の承認があったときは、その旨を当該会員及び他の会員に通知するものとする。

(定款等の変更の通知)

第13条 定款の変更又は諸規程の制定若しくは改廃について決議されたときは、その決議の内容及び施行日を直ちに書面又は電磁的方法により、会員に通知するものとする。

2 定款第80条の主務大臣の認可を受けたときは、直ちにその認可日を書面又は電磁的方法により、会員に通知するものとする。

(制裁)

第14条 定款第55条に関し、次に掲げる事項に該当することとなったときは、制裁規程の例により措置を講ずるものとする。

- (1) 本会に納入、積立て又は預託しなければならない金銭その他を、本会の定めるところにより納入、積立て又は預託しないとき。
- (2) 本会の名称を無断で使用したとき。
- (3) その他会員の行為について本会が制裁に値すると認めたとき。

附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年6月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項を改正。

附 則

この改正は、定款の変更認可の日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第3号及び第10条第1号を改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3号及び第4号を改正。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第8号、第10号、第5条第1号、第6号、第10号、及び第6条第1項第3号を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1項、第4条第4号、第6号、第5条第3号、第4号、第6号、第6条第1項第1号、第2号、第3号、第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9条第1号、第2号及び第4号を改正。第4条第5号を削除し、第4条第6号から第11号を第5号から第10号に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第6号を第7号に繰り下げ、第6号を新設。
2. 第4条第7号を第9号に繰り下げ、第8号を新設。
3. 第4条第8号を第11号に繰り下げ、第10号を新設。
4. 第4条第9号及び第10号を第12号及び第13号に繰り下げ、第11号及び第12号を改正。
5. 第5条第3号、第4号、第6号、第6条第1項第1号、第2項、第7条第2項第4号及び第

7号を改正。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第5条第2号及び第9号を改正。
2. 第5条第10号を削除し、第11号及び第12号を第10号及び第11号に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成22年9月29日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成23年4月6日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第4号を新設。
2. 第7条第2項を第1項第5号に繰り上げ、改正。
3. 第7条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成24年2月22日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第1項及び第6条第6号を改正。
2. 第6条第7号から第9号を第8号から第10号に繰り下げ、第7号を新設。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第1号を改正。
2. 第7条第1項第4号及び第2項を削除
3. 第7条第1項第5号を第2項に繰り下げ、改正

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第4号を新設。
2. 第7条第2項を第1項第5号に繰り上げ、改正。
3. 第7条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第6号及び第7号並びに第3項を新設。
2. 第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成25年11月27日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第6条第1項第3号を改正。
2. 第6条第1項第4号から第10号を第5号から第11号に繰り下げ、第4号を新設。
3. 第6条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成27年5月27日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第13条を第14条に繰り下げ、第13条を新設。
2. 別表の(16)から(24)を(17)から(25)に繰り下げ、(16)を新設。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第2項 様式第1号を改正。

2. 第8条第1項 様式第2号を改正。
3. 第11条 様式第3号を改正。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2項 様式第1号を改正。

様式第1号

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

会員代表者に関する（変更）届出書

貴協会定款第12条の規定に基づき、弊社の会員代表者を下記のとおり（届出・変更）いたします。

記

	役職名	氏 名
ふりがな		
新		
旧		
変 更 年 月 日		令 和 年 月 日

- (注) 1. 役職名は略さず、正式な役職名を記入して下さい。
2. 変更の場合には、変更年月日を記入して下さい。

【添付書類】 会員代表者となる者の履歴書又は職務経歴書

担当者の所属部署名	
担当者の氏名	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

様式第2号

受理年月日	令和 年 月 日
受理番号	

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

住 所

商 号

代表者名

印

入 会 申 込 書

日本商品先物取引協会への入会申込みをいたします。

様式第3号

受理年月日	令和 年 月 日
受理番号	

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

脱 退 届 出 書

下記の事由により、令和 年 月 日付をもって、
貴協会を脱退いたしたく、定款第 18 条第 2 項の規定に基づ
き届出いたします。

(脱退事由)

【別表】（第5条関係）

届出事項	根拠法令		備考
	法	省令	
(1) 法改正に伴い、商品先物取引業の許可の申請を行ったとき。			
(2) 商品先物取引業の許可の更新を申請したとき。	第190条第2項	第80条第2項	
(3) 商号又は名称を変更したとき。	第195条第1項第1号		
(4) 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地を変更したとき。	第195条第1項第1号		
(5) 役員の名又は名称及び住所に変更があったとき。	第195条第1項第1号		
(6) 商品先物取引法（以下「法」という。）第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別に変更があったとき。	第195条第1項第1号		
(7) 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）又は外国商品取引等（商品清算取引に類似する取引を除く。）の受託に係る商品市場又は外国商品市場を（当該商品市場を開設する商品取引所等の名称又は商号を含む。）を変更したとき。	第195条第1項第1号		
(8) 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開したとき。	第195条第1項第3号		
(9) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。	第195条第1項第4号		
(10) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第1号	
(11) 商品先物取引業を遂行するための方法を変更したとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第4号	
(12) 取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を変更したとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第5号	
(13) 商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）第80条第1項第16号に掲げる調書の兼業業務を廃止したとき及び法第196条第1項に規定する兼業業務を営むこととなったとき、又はこれ	第195条第1項第5号 第196条第1項	第82条第1項第6号 第83条	

届出事項	根拠法令		備考
	法	省令	
を変更若しくは廃止したとき。			
(14) 省令第80条第1項第17号に掲げる調書の支配関係の内容に変更又は消滅した場合及び法第196条第2項に規定する支配関係を持つに至ったとき又はこの変更若しくは支配関係がなくなったとき。	第195条第1項第5号 第196条第2項	第82条第1項第7号 第85条	
(15) 商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行った場合又は当該委託を行わなくなったとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第8号	
(16) 純資産額が資本金の額を下回ったとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第9号	
(17) 商品先物取引業を廃止したとき。	第197条第1項第1号	第89条	
(18) 合併により消滅したとき。	第197条第1項第2号	第89条	
(19) 破産手続き開始の決定により解散したとき。	第197条第1項第3号	第89条	その破産管財人が届出を行う。
(20) 合併及び第2号及び第3号以外の理由により解散したとき。	第197条第1項第4号	第89条	その清算人が届出を行う。
(21) 分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき。	第197条第1項第5号	第89条	
(22) 商品先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき。	第197条第1項第6号	第89条	
(23) 法第197条第3項の規定により商品先物取引業の廃止、合併又は解散に係る公告を行ったとき。	第197条第4項		
(24) 法第225条第1項及び第228条第1項の規定により合併、分割又は事業譲渡に係る認可申請を行ったとき。	第225条第2項 第228条第2項		
(25) その他理事会が必要と認めたとき。			

会員の自社受付に係る苦情の状況報告の実施要領

定款の施行に関する規則第7条第1項第6号の規定による会員が自社で受け付けた苦情の状況報告は、本要領により実施する。

1. 報告の対象となる会員

定款の施行に関する規則第7条第1項第6号の規定に該当する会員とする。

※ 上記会員以外は報告の必要はない。

2. 報告の対象となる範囲

(1) 苦情の定義

個人である顧客の「異議、不平、不満等が表明され、その解決の申出のあったもの」とする。

(2) 苦情として報告する事例

- 直接会員に申出があった案件
- 国民生活センター、各消費者センター等を経由して申出があった案件
- 主務省から対応の依頼があった案件
- 同一顧客で別の機会に、別の申出内容で苦情の申出があった案件
- 弁護士から会員に申出があった案件
- 取引期間が古くても、受付日が報告の対象期間である案件
- 会員から顧客に立替金請求や不足金請求等をした結果、顧客から取引に関する苦情の申出があった案件

(3) 苦情として報告しない事例

- 日商協に苦情、紛争仲介の申出があった案件
- 外務員が関与しないインターネット取引の案件
- 商品デリバティブ勘定元帳、商品デリバティブ証拠金現在高帳等の開示請求のみで、取引に関する苦情がない案件
- 裁判所において訴訟又は調停の当事者となった案件

3. 報告の対象期間、報告期限

以下の四半期毎に申出のあった苦情について、その状況を翌月 20 日までに「会員の自社受付に係る苦情の状況報告書（以下「状況報告書」という。）」により提出する。

第1四半期（4月1日～6月30日）の報告	7月20日まで
第2四半期（7月1日～9月30日）の報告	10月20日まで
第3四半期（10月1日～12月31日）の報告	1月20日まで
第4四半期（1月1日～3月31日）の報告	4月20日まで

4. 報告様式、記載例

別紙のとおりとする。

なお、「状況報告書」の処理概要において「処理中」と記載した案件については、次回以降の状況報告書に計上する必要はない。

5. 報告方法

次のいずれかの方法で「状況報告書」を提出する。

○電子メール（soudan@nisshokyo.or.jp）

○協会WEBサイトの会員専用ページ内の「協会への各種届出」よりアップロード

6. 経過措置

本報告は、平成24年度第4四半期分（平成25年1月1日～3月31日）からとする。

ただし、平成24年度第4四半期分は平成25年7月20日までに報告を行うものとする。

平成25年5月29日制定

平成25年6月1日施行

令和元年5月1日施行

別紙

会員の自社受付に係る苦情の状況報告書【令和 年度第 四半期分】

会員名	
担当者名	
電話	
メール	

番号	発生日 (受付日)	申出先	取引の種類	取引期間		損益金額	手数料額	申出内容(概要)	処理概要	処理日	備考
				取引開始日 (建玉日)	取引終了日 (決済日)						
1				～							
2				～							
3				～							
4				～							
5				～							
6				～							
7				～							
8				～							
9				～							
10				～							
11				～							
12				～							
13				～							
14				～							
15				～							
16				～							
17				～							
18				～							
19				～							
20				～							

外国商品市場取引に係る業務報告の実施要領

定款の施行に関する規則第7条第1項第7号の規定による外国商品市場取引に係る統計を作成するために必要な商品先物取引業務状況の報告は、本要領により実施する。

1. 報告の対象となる会員

商品先物取引法第2条第22項第3号（外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次若しくは代理）を業として行うとしている会員

※ 以下、受託、取次、代理を総称して「委託等取引」という。また、委託の媒介を「媒介取引」という。

2. 報告の対象となる範囲

日本国内の本支店及び外国法人の日本国内営業所で行われた外国商品市場に係る委託等取引及び媒介取引

※ 国内の顧客が海外営業所に直接発注した取引は除く。

3. 報告の対象期間、報告期限

以下に掲げる四半期ごとの実績を当該四半期終了月の翌月20日までに報告する。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 第1四半期（4月1日から6月30日まで）の報告 | 7月20日 |
| (2) 第2四半期（7月1日から9月30日まで）の報告 | 10月20日 |
| (3) 第3四半期（10月1日から12月31日まで）の報告 | 翌年1月20日 |
| (4) 第4四半期（1月1日から3月31日まで）の報告 | 4月20日 |

4. 報告様式と記載要領

(1) 報告様式

令和●年度第●四半期（▲月～▲月）

(1) 委託等取引報告

委託等取引等口座数		口座
委託等取引証拠金等残高		千円

(単位：枚)

取引所名（アルファベット順）	上場商品分類	売買高合計	建玉残高		
			売付	買付	合計

(2) 媒介取引報告

媒介取引口座数		口座
---------	--	----

(単位：枚)

取引所名（アルファベット順）	上場商品分類	売買高合計

(2) 記載要領

委託等取引及び媒介取引に区別したうえで、以下の項目について記載する。

① 口座数

委託等取引においては、四半期末時点における顧客から受け入れた証拠金等残高のある口座数、媒介取引においては、報告対象期間の取引実績者数を記載する。

② 証拠金等残高（委託等取引に限る）

四半期末時点における顧客から預かった金銭及び有価証券等の有効証拠金合計額を記載する。（外貨は邦貨換算、未決済損益は加減算、充用有価証券等は自社の基準によって評価した額とする。）

③ 取引所名

取引所名を記載する。

④ 上場商品分類名

上場商品の属性に応じて「エネルギー」、「貴金属」、「非鉄金属」、「農産物」、「ゴム」、「その他」に分類する。

⑤ 売買高

報告対象となる四半期中の売付（新規の売付と転売）及び買付（新規の買付と買戻し）の合計を記載する。

※最終決済された枚数は含めない。（当該建玉の新規の売付及び買付取引は含まれる。）

※オプション取引は報告から除外する。

⑥ 建玉残高（委託等取引に限る）

報告の対象となる四半期末日における売建玉と買建玉の残玉枚数とその合計を記載する。（売建玉と買建玉は差引しない。）

(3) 記載上の留意点

① 金額の単位

証拠金等残高は千円単位（千円未満切り捨て）とする。

② 外貨の取扱い（邦貨への換算方法）

証拠金等が外貨の場合、原則として、商品先物取引法施行規則第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書の「記載上の注意 11.」で示される「報告対象月の末日における外国為替レート」を用いて邦貨換算する。

なお、これにより難しい場合は、次の順位による外国為替レートを用いる。①会員が実務上利用している社内の月末記帳レート（市場レートに近い場合に限る。）、②「外国為替の取引等の報告に関する省令」第 35 条第 2 号に基づく為替レート（いわゆる「報告省令レート」）

③ 月中に取引実績がなかった場合の記載方法

報告の対象となる四半期中に取引実績がないなど報告する数字がない場合は、空欄のまままで差し支えない（「0（ゼロ）」を入力してもよい）。

5. 報告の方法

原則として、協会 WEB サイトの会員専用ページ内に設けた報告専用ページ※から電磁的にデータをアップロードして報告する。これが難しいときは本会あての電子メールで報告する。

※ 会員専用ページ内の報告専用ページの製作が終わるまでの間は、会員専用ページに掲載したひな形（Microsoft-Excel）を用いて、「その他届出、報告」よりアップロードする。

6. 報告開始及び経過措置等

本報告は、平成 25 年度第 4 四半期（平成 26 年 1 月から 3 月まで）の報告から開始する。

経過措置として、初回報告の提出期限は平成 26 年 4 月 30 日までとし、平成 26 年度第 1 四半期（平成 26 年 4 月から 6 月まで）の報告から四半期終了月の翌月 20 日までに報告を行うものとする。

平成 26 年 1 月 29 日制定

平成 26 年 1 月 29 日施行

令和 元年 5 月 1 日施行

店頭商品デリバティブ取引（商品CFD取引）に係る業務報告の実施要領

定款の施行に関する規則第7条第1項第7号の規定による店頭商品デリバティブ取引（法第2条第14項第1号から第3号に該当するものに限る。）に係る統計を作成するために必要な商品先物取引業務状況の報告は、本要領により実施する。

1. 報告の対象となる会員

商品先物取引法第2条第22項第5号（店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次若しくは代理）を業とする会員のうち、報告の対象となる期間において、商品先物取引法第2条第14項第1号から第3号に該当する取引（以下これらの取引を「商品CFD取引」という。）又はその媒介を行った実績のある会員

2. 報告の対象となる範囲

- 日本国内の本支店及び外国法人の日本国内営業所における顧客を相手方とする商品CFD取引
- ※ 銀行や金融商品取引業者を相手方とする取引（いわゆる「カバー取引」等）は含まない。
 - ※ 国内の顧客が海外営業所に直接発注した取引は除く。
 - ※ 媒介取引は自己の商品CFD取引等と区別して報告する。

3. 報告の対象期間、報告期限

毎月の実績を翌月20日までに報告

4. 報告様式と記載要領

(1) 報告様式

口座数		口座		媒介取引口座数		口座								
証拠金等残高		千円		媒介取引証拠金等残高		千円								
区分	分類	商品	原市場	通貨	月間取引状況						月末建玉残高(千円)			
					取引件数(枚)			取引金額(千円)			売	買	合計	
					売	買	合計	売	買	合計				

(2) 記載要領

① 口座数

顧客から受け入れた証拠金等残高のある口座数を記載する。媒介取引は別に記載する。

② 証拠金等残高

顧客から預かった金銭及び有価証券等の有効証拠金合計額の月末残高を記載する。媒介取引は別に記載する。（外貨は邦貨換算、未決済損益は加減算、充用有価証券等は自社の基準によって評価した額とする。）

③ 区分

媒介取引の場合のみ、「媒介」と記載する。（自己での商品CFD取引等は空欄のままよい。）

④ 分類

商品の属性によって「エネルギー」、「貴金属」、「農産物」、「その他」に分類する。

- ⑤ 商品名
会員が取り扱っている商品名
- ⑥ 原市場
参照する価格が先物取引である場合は取引所名（NYMEX、ICE 欧州、ICE 米国、CBOT、等）、スポット取引の場合は「直物」と記載する。
- ⑦ 通貨
ISO4217 に基づく通貨記号（半角大文字 3 文字、USD 等）を記載する。
- ⑧ 取引件数
会員各社が設定する商品ごとの 1 取引単位を 1 件として、報告対象月中の売、買の件数とその合計件数を記載する。
- ⑨ 取引金額
想定元本ベース（取引単位×約定価格×数量、外貨は邦貨換算する。）で、報告対象月中の売、買のそれぞれの金額とその合計金額を記載する。
- ⑩ 月末建玉残高
想定元本ベース（取引単位×約定価格×数量、外貨は邦貨換算する。）で、報告対象月末に未決済の売、買のそれぞれの残高とその合計の金額を記載する。

(3) 記載上の留意点

- ① 金額の単位
証拠金等残高、取引金額、月末建玉残高ともに千円単位（千円未満切り捨て）とする。
- ② 外貨の取扱い（邦貨への換算方法）
外貨建ての取引は、原則として、商品先物取引法施行規則第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書の「記載上の注意 12.」で示される「報告対象月の末日における外国為替レート」を用いて邦貨換算する。
なお、これにより難しい場合は、次の順位による外国為替レートを用いる。①会員が実務上利用している社内の月末記帳レート（市場レートに近い場合に限る。）、②「外国為替の取引等の報告に関する省令」第 35 条第 2 号に基づく為替レート（いわゆる「報告省令レート」）
- ③ 「ミニ取引」等の記載方法
ミニ取引等（商品、原市場、通貨は同じであるが取引単位が異なるもの）は、標準取引のデータを含めて記載する。記載する際は、ミニ取引等のデータをそのまま標準取引のデータと合算する。（ミニ取引等の取引単位を標準取引の取引単位に換算しない。）
- ④ 月中に取引がなかった場合の記載方法
空欄は商品の取扱いがないこと示すため、月中に取引がない又は月末に建玉がない場合は、空欄にせず「0（ゼロ）」と記載する。

5. 報告の方法

原則として、協会 WEB サイトの会員専用ページ内に設けた報告専用ページ※から電磁的にデータをアップロードして報告する。これが難しいときは本会あての電子メールで報告する。

※ 会員専用ページ内の報告専用ページの製作が終わるまでの間は、会員専用ページに掲載したひな形（Microsoft-Excel）を用いて、「その他届出、報告」よりアップロードする。

6. 統計の公表

(1) 会員向け

① 公表時期、公表方法

会員から報告されたすべての項目を翌月末に会員専用ページで公表する。

② 公表内容

原則として、会員から提供された全項目の合計値とする。（公表時の金額の単位は百万円とし、百万円未満は切り捨てる。）

ただし、個別の商品について、その取り扱い会員が 3 社未満の場合は個社のデータを推測されないよう、分類（エネルギー、貴金属、農産物）ごとに設けた「その他」の項目で表示する。

(2) 一般向け

① 公表時期、公表方法

翌月末に「資料・統計」ページで公表する。

② 公表内容

・口座数

・証拠金等残高

・分類（エネルギー、貴金属、農産物等）ごとの取引件数、取引金額、月末建玉残高の合計値とする。

（公表時の金額の単位は百万円とし、百万円未満は切り捨てる。）

7. 経過措置

本報告は、平成 24 年度（平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月）分からとする。

ただし、平成 24 年度分の月間取引状況は 12 か月分を合算、同じく口座数、証拠金等残高、月末建玉残高は平成 25 年 3 月末日時点の数値を報告する。

また、提出期限は、平成 24 年度分、平成 25 年 4 月分、5 月分は平成 25 年 6 月 30 日までとし、平成 25 年 6 月分から翌月 20 日までに報告を行うものとする。

平成 25 年 5 月 29 日制定

平成 25 年 6 月 1 日施行